

保険医療機関の指定を受けている旨

当院は保険医療機関の指定を受けております

診療日・診療時間

月・火・木・金 ➡ 9:00～12:30 14:30～18:30 土曜日 ➡ 9:00～13:30 水・日祝休み

明細書の発行状況に関する事項

明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療を利用されているため、自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されています。診療情報は、患者の皆様にとって大切な『個人情報』です。その点を十分にご理解いただき、取り扱いにはご注意くださいようお願いいたします。また、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

【明細書の取り扱い注意事項】

① 明細書を他人に見せない(渡さない) ② 当院のごみ箱、外出先のごみ箱などに捨てない ③ 捨てる際には、シュレッダーで裁断する、名前を塗りつぶすなど、個人が特定できないようにする

個人情報保護法に基づく事項

当院では、患者さんその他の関係者の個人情報につきまして、「個人情報保護に関する法令」及び個人情報委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守して、個人の人格尊重の理念の下に、個人情報の保護を適切に取り扱います。

《当院における個人情報の利用目的》

■ 医療提供

- ・ 当院での医療サービスの提供
- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務等の委託、その他の業務委託
- ・ ご家族等への病状説明

■ 診療費請求のための事務

- ・ 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務及びその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他、医療・介護・労災保険、及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

■ 当院の管理運営業務

- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ その他、当院の管理運営業務に関する利用

■ 企業等から委託を受けて行う健康診断等における結果の通知など

■ 医師賠償責任保険等に係る保険会社への相談など

■ 外部監査機関への情報提供

上記の利用目的については、お申し出がない場合は、同意をしていただいたものとして取り扱わせていただきます。個人情報に関わるご相談等については、当院の受付までお申し出ください。

長期収載品の選定療養に基づく事項

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて
特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について
後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

地方厚生局長等へ届け出た届出医療

- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)

医療情報取得加算

- ・ 当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・ 患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報を取得、活用して診療を行っております。

医療 DX 推進体制整備加算

- ・ 当院では、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行います。
- ・ 診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・ マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施しています。

一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況となっております。当院では、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、後発医薬品への変更等に関する「一般名処方」の趣旨を患者さんに十分に説明いたします。(一般名処方とは) 医薬品の有効成分に係る一般的名称による処方、医師が先発医薬品か後発医薬品かといった個別の銘柄を指定せずに処方を行うことです。